

平成29年度 第16回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年12月5日(火) 午前9時40分から10時35分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 足立陽子 | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
- 議案第2号 平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:獣医師・畜産))の一次合格者の決定について
- 議案第3号 平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:獣医師))の実施について
- 議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(育種・飼養技術の職)
- 議案第5号 人事委員会定めの一部改正について(勤務時間関係)
- 議案第6号 宿直勤務の許可について
- 報告第1号 平成29年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の採用候補者の決定について
- 報告第2号 平成29年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号並びに第3号から第6号は公開、議案第2号、報告第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

1 条例案の名称

- 議案第8号 鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

2 改正理由、改正案の概要及び条例案並びに条例案に対する人事委員会の判断(案)

○鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

(1) 条例の設定理由

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

(2) 条例の概要

①鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 法令上、中核市の事務となる項目を削る。

イ 中核市が処理する事務と一体的に実施することが望ましい事務を鳥取市に移譲する。

②鳥取県民生委員定数条例の一部改正

市町村の民生委員の定数を定めた規定中、鳥取市に関する規定を削る。

③鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正

ア 浄化槽保守点検業を営む者の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。

イ 浄化槽保守点検業を営む者の登録に係る手数料について、知事は特別の理由があると認める場合には減額し、又は免除することができることとする。

④鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正

鳥取市の区域における廃棄物処理施設等について、条例の適用から除く。

⑤鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正

使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を加える。

⑥鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 条例の規定中特定動物に関する部分を除き、鳥取市の区域を条例の適用から除く。

イ その他所要の規定の整備を行う。

⑦鳥取県屋外広告物条例の一部改正

ア 屋外広告業の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。

イ 屋外広告物等の制限及び監督に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができる景観行政団体である市町村から、鳥取市を削る。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

⑧職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

種雄牛馬等取扱手当、狂犬病予防等業務手当及び環境衛生検査等業務手当について、支給要件のうち、支給対象となる職員が所属する組織の名称を削る。

⑨鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正

鳥取県東部福祉保健事務所及び鳥取県東部生活環境事務所を廃止する。

⑩鳥取県保健所条例の一部改正

鳥取県鳥取保健所の所管区域から、鳥取市を除く。

⑪施行期日等

ア 施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

平成 29 年 12 月 1 日付鳥取県議第 273 号で鳥取県議会議長から意見を求められた条例案のうち「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」については、鳥取市の中核市移行に伴う所要の規定の整備であり、異議はない。

○職員の給与に関する条例等の一部改正について

(1) 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員及び教育長の給与並びに参考人の手当の額の改定を行う。

(2) 条例の概要

①職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 全給料表を改める。(平均0.7%引上げ)
- イ 初任給調整手当の上限額を月額414,300円に引き上げる。(現行 413,800円)
- ウ 扶養手当の子に係る手当額を9,200円に引き上げる。(現行 7,900円)

② ①の改正に準じ、次の条例について所要の改正を行う。

- ア 任期付研究員の採用等に関する条例
- イ 任期付職員の採用等に関する条例
- ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
- エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例

③職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

扶養手当の見直しに係る経過措置の改定

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における子に係る手当額については、8,000円(現行 6,700円)とする。

④施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ (1)ア、イ、(2)ア、イ、ウ(知事、教育長及び常勤の監査委員に関する部分)、エ及び(3)は、平成29年4月1日から、(1)ウは、平成30年4月1日から適用する。
- ウ 所要の経過措置を講じる。

(3) 条例案に対する当委員会の判断(案)

平成29年11月30日付鳥取県議第256号で鳥取県議会議長から意見を求められた条例案のうち「職員の給与に関する条例の一部改正」、「任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」及び「任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」については、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

また、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正」については、一般職の職員に準じて給料を改定しようとするものであり、異議はない。

【質 疑】

委 員

鳥取市に業務が委託等されると、給料は県が払うのか、身分は移管されるのか。

事務局

詳細は未定である。

◇議案第2号

平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:獣医師・畜産))の一次合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:獣医師))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成30年4月1日採用予定の標記採用試験を下記のとおり実施しようとするもの。

1 概 要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
獣 医 師	2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和42年4月2日以降に生まれた人

イ 免許

獣医師の免許が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成30年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受 付 期 間	12月15日(金)午前9時～1月11日(木)午後5時 (原則インターネットで申込)
試 験 日	1月27日(土)、1月28日(日)
試 験 会 場	鳥取県庁第2庁舎会議室
試 験 種 目	教養試験、専門試験、論文試験、適性検査、人物試験(集団討論及び個別面接(受験者の人数によっては集団討論を実施しない場合がある))
採用候補者発表	2月中旬(予定)

(注) 全受験者に対して各試験種目を実施するが、教養試験と専門試験にそれぞれ一定の基準を設け、それぞれの基準を満たした者についてのみ、論文試験、適性検査及び人物試験の評価等を行う。また、採用候補者は論文試験と人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

2 広 報

平成29年12月12日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質 疑】

委 員

民間企業等経験者対象の一般事務だと年齢要件が59歳までだが、

事務局

内部での育成も想定して50歳としており、そこまでは広げていない。

◇議案第4号

選考により採用する職に係る承認(育種・飼養技術の職)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請のあった職

育種・飼養技術の職

2 採用予定者数

1名

3 採用予定日
平成30年4月1日

4 申請理由

本県が進める畜産物のブランド化、畜産振興のため、県内における高品質畜産物の安定生産に向けた飼養管理体制の確立のため、家畜の研究と一体となった育種・飼養管理業務を担う職員の配置を進めているところである。

特に今回の選考職種では、種雄牛の調教・管理・採精業務、研究業務を含めた特殊業務に従事し長期的な配置も想定されるものであるが、現在、当該業務に従事できる職員が不在であることから、当該業務への適任者として育種・飼養管理等に係る素養、専門的な知識を有する者を職員として採用する必要がある。

5 選定方法

知事部局において選考試験を実施。

(1) 受験資格

① 年齢要件

昭和33年4月2日以降に生まれた人（60歳未満）

② 資格・免許等

次のいずれかに該当する人

ア 民間企業等（自営業・公的機関を含む。）において、家畜に係る飼養管理、育種研究若しくは研究補助（これらに準ずる業務を含む。）に従事した職務経験を通算して2年以上有している人又は平成30年3月31日までの間に当該職務経験が2年以上となる見込みの人

イ 学校教育法による高等学校、大学若しくは専修学校等において畜産関係学科を修了して卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 選定方法

○経歴評定 経歴調書に基づき、職務の遂行に必要な専門知識について評定。

○適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

○専門試験 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験（3問、1時間30分）

○人物試験 個別面接による人物についての口述試験

6 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されており、また、選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

専門試験とはなっているが、論文と組み合わせた形になるのか。

事務局

いわゆる記述式となっている。

委 員

率直な感想として、せっかく全国的に全共の部門で優勝をとっている時に人がいないということで暗雲漂うようなことになると、民間であれば、素晴らしい製造部門に職人がいないということになり大変なことだと思う。

1名だけの採用予定でどうするのか。あまりにも悠長すぎる。品種改良して、牛を育て、農家へ持って行けば高く売れる、という県庁の中で一番生産性の高いところ。こういうところに1名しか採らないということは民間では考えられない。日本一はなかなかない。一番大事なところを補充しなければ、芽をつぶしてしまいかねない。思い切って早く手を打たないと来なくなってしまう。

事務局

今いただいたご意見は任命権者の方に伝えてみたい。

事務局

先を見据えた人の育成と、人の補充としてこれで大丈夫なのかというご意見ということ。

委員

早期退職される方も今回受験できるのか。

事務局

受験資格を満たせばできる。

委員

将来に向けては、欠員だから補充という考えではなくブランドを継続発展させるための人材確保が必要なのだろう。現地を見て私たちもそう思った。

◇議案第5号

人事委員会定めの一部改正（勤務時間関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する定め of 名称

- (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- (2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

2 概要

- (1) 児童福祉法の改正（H29.4.1 施行）による情緒障害児短期治療施設の名称変更に伴う所要の改正
- (2) 育児のためのフレックスタイム制の対象となる子の範囲の拡大（H29.1.1 施行）を踏まえた申出様式の改正

3 施行日

議決日

◇議案第6号

宿直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県教育委員会から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第1項の規定に基づき宿直勤務の申請があり、適当と認められるので、申請のとおり許可しようとするもの。

1 申請内容

むきばんだ史跡公園で実施される竪穴住居宿泊イベントにおいて、夜間の庁舎管理（トイレの提供）やイベント参加者の事故やケガの対応等のため宿直勤務を行うもの。（申請書…別添）

2 許可の要件

宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上(※)の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

※《宿日直手当額の基準》

当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての1人1日平均額の3分の1を下回らないこと。

3 申請内容の検討

以下のとおり、申請内容は適当と認められる。

(1) 勤務の態様

夜間におけるイベント参加者へのトイレの提供や事故、ケガ発生時の対応などのほか、一般的な待機業務を行うものであり、労働密度は薄いと認められる。

○ 勤務時間

宿直	午後5時30分～翌日午前8時45分
----	-------------------

(通常勤務時間：午前8時45分～午後5時30分)

(2) 宿日直手当

職員の給与に関する条例第16条の2に基づき、宿日直手当に関する規則第3条に定める宿日直手当(1回あたり4,200円)を支給することとしており、基準を満たしている。

(3) 宿直の回数

一人あたりの回数は、週1回未満であり基準を満たしている。

○宿直の回数

	厚生労働省基準	申請内容
宿直勤務	週1回以内	週1回(週0.22回)

(4) 睡眠設備の設置

ガイダンス棟事務室(37.26㎡)及び調査研究棟事務室(38.9㎡)に寝具、冷暖房設備があり、相当の睡眠設備があると認められる。

◇報告第1号及び第2号

平成29年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の採用候補者の決定及び平成29年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について、事務局が一括して説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成29年12月25日(月)午後3時から開催することとした。